

水	水道料金の減免	※追加
---	---------	-----

地震により被害を受けた水道使用者の方で、水道管からの漏水および給水管の漏水が原因で断水等があった時に、水道料金の減免を受けられる場合があります。

○減免一覧

	全部免除		一部免除	
対象となる人	・松橋小川上水道 ・豊野上巢林簡易水道 の使用者	地震により被害を受けた世帯で、罹災証明書において半壊、大規模半壊および全壊認定を受けた者	・三角上水道 ・豊野西部簡易水道 ・不知火地区の松合、塩浜、東部簡易水道 の使用者	地震により不特定多数の市民等へ多量の水道水を使用した使用者
減免の内容	地震による断水措置をとった水道の平成28年5月請求分の基本料金および超過料金を免除	減免申請により、平成28年5月請求分の基本料金および超過料金を免除	地震により水道管から漏水していた場合に限り、減免申請で平成28年5月請求分は、基本料金のみとし、超過料金は免除	減免申請により、原則として前年同月を含む前後3ヶ月の平均水量を超えた超過料金を免除
提出書類	不要	減免申請書および罹災証明書（コピー可）	減免申請書および原則として現場写真と修理の領収書	減免申請書
申請期日	平成28年12月28日まで			

※熊本地震被災者支援制度の水道料金減免対象は5月請求分のみとなります。

【お問い合わせ】

上下水道課    0964-32-1674（直通）  
                  0964-32-1111（内線 1273～1276）